

利用のご案内
＜アートスペース＞
(講演会・会議等の利用)

愛知芸術文化センター

指定管理者

株式会社 愛知芸術文化センター

〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号

受付窓口専用：電話 052-971-5516 FAX 052-971-5646

<https://www.aac.pref.aichi.jp>

目 次

1	利用申込みの受付		9	広報等	7
1	利用できる催物	1		10 障害のある方が主催スタッフに含まれる場合	8
2	利用できない催物	1		11 障害のある方への合理的配慮	8
2	利用期間および利用時間等		6	利用当日	
1	利用期間	1	1	入室	8
2	利用時間	2	2	湯沸室の利用	8
3	休館日	2	3	事故、急病人の発生	8
3	利用申込みの手続き		4	後片付け・退室	8
1	受付期間	3	7	注意事項	
2	申込みに応じた留意事項	3	1	利用許可の取消し	9
3	利用の変更、取消し(キャンセル)	4	2	定員	9
4	利用料金の支払い		3	アールスペース内の机、椅子等の扱い	9
1	利用料金の納期限	4	4	飲食・喫煙	9
2	利用料金の支払方法	5	5	身体障害者補助犬	10
3	利用料金の返金	5	6	示威行為の禁止	10
5	利用日までの準備		7	危険物等の持込みの禁止	10
1	利用打合せ	6	8	楽器類の使用等の禁止	10
2	看板の設置	6	9	施設設備への直接工作の禁止	11
3	資料等の持込み	6	10	設備等の汚損等の原状回復	11
4	物品の配布、販売、展示等	6	11	管理責任の範囲	11
5	映写機の利用	6	8	非常時の措置	11
6	LAN 回線の利用	7	9	利用許可条件	13
7	駐車サービス	7	10	利用料金および仕様・施設設備等	14
8	搬入品の制限	7			

<受付場所>

愛知芸術文化センター施設利用受付窓口(地下2階アートプラザ内)

専用電話・・・052-971-5516

専用FAX・・・052-971-5646

受付時間：午前10時～午後5時

休業日：月曜日(その日が祝日または振替休日に当たるときは営業し、その翌日に休業します)

および年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)

1 利用申込みの受付

1 利用できる催物

当センターのアートスペース（催事室）は、会議、学会、シンポジウム、講演会、研修等にご利用いただけるほか、美術品等の芸術作品の展示にご利用いただけます。

本書においては、会議、学会、シンポジウム、講演会、研修等に関する利用に絞って記載を行います。

※ 美術品等の芸術作品の展示での利用を希望される場合は、「利用のご案内＜アートスペース G＞（展示利用）」をご覧ください。

2 利用できない催物

次のいずれかに該当する催物のご利用いただけません。

- (1) 一般の方や代理店・販売店等を対象とした商品の展示、販売および商品の販売促進を目的とした会議等（資格取得等を目的とした講座、教室の開催および株主総会、入社式、入社試験、会社説明会、学校説明会および布教活動等も無形の商品の販売とみなします。）
- (2) 公安または風俗を害するおそれがある場合
- (3) 搬入しようとするものが、【P7】（5利用日までの準備_8 搬入品の制限）に記載するものに当たる場合等施設の構造上または管理上支障のある場合
- (4) 反社会勢力の利益になると認められる場合
- (5) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるもの
- (6) コンサートなど、楽器類を使用する演奏会・歌唱や合唱・舞踊（アートスペースAを除く：【P10】「7注意事項_8 楽器類の使用等の禁止」参照）

2 利用期間および利用時間等

1 利用期間

アートスペース各室を連続して利用できるのは、原則として、6日間までです。

※ 「利用期間」に利用を行わない日（全館休館日など）が含まれる場合であっても、それら利用を行わない日も連続で利用した日数に含まれますが、利用料金は発生しません。

2 利用時間

(1) 時間区分

時間区分	開始時間～終了時間	時間数
午前	9:00～12:00	3時間00分
午後	13:00～17:00	4時間00分
夜間	18:00～21:00	3時間00分
午前・午後	9:00～17:00	8時間00分
午後・夜間	13:00～21:00	8時間00分
全日	9:00～21:00	12時間00分

※ 開始時間は作業が開始できる時間です。終了時間は片付け後の警備員の点検完了も含めた完全退館時間です。

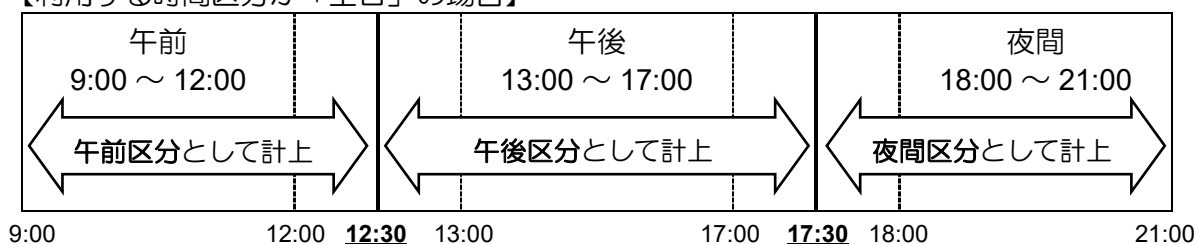
※ 希望する利用開始日の属する月の2か月前の月の初日から1時間単位での利用も可能です。

(2) 利用料金算定上の時間区分の区切り

時間区分を連続して利用（上記時間区分のうち、午前・午後、午後・夜間、全日の時間区分が該当）する場合の利用料金算定上の時間区分の区切りは、次のとおりです。この区切りで附属設備利用料金の数量算定を行います。

「午前」と「午後」の区切り	12:30
「午後」と「夜間」の区切り	17:30

【利用する時間区分が「全日」の場合】



3 休館日

- (1) 毎週月曜日（祝休日の場合、翌平日。）
- (2) 年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）
- (3) 施設・設備の保守点検日等（原則として毎年6月の第1、第2、第3、第4月曜日は電気設備点検のため全館休館となります。）

3 利用申込みの手続き

1 受付期間

	利用内容	受付期間	備考
ア	愛知県美術館または愛知県芸術劇場の施設と複合的に利用する場合	愛知県美術館は利用仮申込内定通知後から希望する利用開始日の1週間前まで、愛知県芸術劇場は利用申込み内定後から希望する利用開始日の1週間前まで	Gを含む利用については、6月および12月は展示利用受付期間のため、受付はできません。
イ	12階アートスペースのA室からG室までまたはA室からEF室までを全室・全日利用する場合	希望する利用開始日の12か月前の月の初日から希望する利用開始日の1週間前まで ただし、希望する利用開始日が6月または12月の場合は希望する利用開始日の13か月前の月の初日から希望する利用開始日の1週間前まで	
ウ	ア、イ以外の利用の場合 (1時間単位での利用を除く)	希望する利用開始日の属する月の6か月前の月の初日から希望する利用開始日の1週間前まで	
エ	1時間単位で利用する場合	希望する利用開始日の属する月の2か月前の月の初日から希望する利用開始日の1週間前まで	

2 申込みに当たっての留意事項

- (1) 利用を希望される場合は、利用許可申請書を「施設利用受付窓口」に提出し、利用許可書の交付を受けてください。附属設備を利用する場合も同様です。なお、初めてアートスペースを申し込まれる方は、「新規申込者活動内容調査表」および「新規利用催物内容調査票」を、上記書類と合せてご提出ください。
- (2) 申込みの際には、利用の内容等について関係資料をご用意のうえ、代表者または利用責任者がお越しくください。利用の内容等によっては、利用をお断りする場合があります。
- (3) 愛知芸術文化センターの事業（(株)愛知芸術文化センター、愛知県文化振興事業団および国際芸術祭「あいち」組織委員会の事業等を含む）を実施するため、一部利用できない期間があります。
- (4) 利用時間は厳守してください。
- (5) 空室状況は、愛知芸術文化センターのウェブサイトに掲載している「空き状況（講演会・会議利用）」から確認または「施設利用受付窓口」に直接電話により確認することが可能です。
- (6) 利用日程の仮押さえは受け付けておりません。

3 利用の変更、取消し（キャンセル）

利用についての変更、催物の中止等がありましたら、速やかにご連絡のうえ、施設利用受付窓口にご来館いただき、所定の手続きをしてください。変更・取消しの手続きが必要な場合は、次のとおりです。

ただし、利用の変更・利用の取消しを行う利用に関し、支払期限を過ぎてなお未納である場合は、利用料金をお支払いいただいたのちに、変更・取消しの手続きをしてください。

（１）「利用変更許可申請書」の提出が必要な場合

- ア 利用期間の拡大・縮小
- イ 代表者名、催物の名称、支払方法等の変更
- ウ 催物内容の変更（施設管理者がやむを得ないと認めるものに限る）

- ※ 手続きの際は、「利用許可書」および「請求書」（利用料金が未納の場合）をご持参ください。利用料金が変わる場合があります。
- ※ 利用変更により利用料金が減額となった場合、すでに支払い済みの利用料金は返金できません。

（２）「利用取消承認申請書」の提出が必要な場合

- ア 催物の中止
- イ 利用者（申請者）の変更（代表者名の変更を除く）
- ウ 利用日の変更（利用期間の拡大・縮小を除く）
- エ （１）「利用変更許可申請書」の提出が必要な場合に該当しないもの

- ※ 取消しの申請時期に応じて利用料金が返金される場合があります【P6】。

4 利用料金の支払い

アートスペースおよび附属設備の利用料金（講演会・会議等）は、【P14-15】のとおりです。なお、別途、電気利用料金を負担していただく場合があります。

1 利用料金の納期限

許可日から利用開始日までの期間	納入期限
許可日から利用開始日までの期間が 3か月と15日以上	利用開始日から起算して 3か月前の前日
許可日から利用開始日までの期間が 3か月と15日未満	許可日が属する月の 翌月末日（注1）

（注1）許可日が属する月の翌月末日が利用日を超える場合は、原則、納期限は利用初日の前日に設定されます。ただし、利用許可申請時に後納の希望を申し出た場合に限り、利用料金を後納（納期限は許可日が属する月の翌月末日）することが可能です。

2 利用料金の支払方法

利用料金の支払方法は以下のとおりです。

ただし、利用時間の延長や附属設備の利用料金は、後納（納期限は許可日が属する月の翌月末日）かつ振り込みのみとなります。

なお、一つのお支払いに関し、複数のお支払い方法（振込・キャッシュレス決済）・ご決済方法（クレジットカード・電子マネー・QRコード決済）を併用できません。

※ 原則、現金によるお支払いは受けません。

（1）振り込みによるお支払いの場合

ア 振込手数料は、利用者のご負担となります。

イ 振り込みの際は、必ず利用許可書の申請者名と同じ名義でお振り込みください。

ウ <振込口座>

振込口座については調整中です。

（2）キャッシュレス決済によるお支払いの場合

ア キャッシュレス決済ではクレジットカード、電子マネー（交通系 IC（manaca など）、流通系 IC（WAON など）、QRコード決済がご利用いただけます。ただし、キャッシュレス決済ご利用時については、お支払い確認書類としてレシートを交付します。

イ 「施設利用受付窓口」（地下2階アートプラザ内）にてお支払ください。

※ キャッシュレス決済によるお支払いの場合は、利用許可書の申請者名と同じ名義でご決済ください。

※ キャッシュレス決済によるお支払いの場合で領収書の発行を希望される場合は、別途、発行依頼申込書を提出いただく必要があります。領収書については、各決済会社からの入金を確認されてからの発行となるため、お支払いを行った日から領収書発行までに最長で2か月程度を要する場合がございます。なお、発行する領収書は利用許可書の申請者宛てとなります。

3 利用料金の返金

利用についての変更、催物の中止等がありましたら、速やかに連絡のうえ、「施設利用受付窓口」にて所定の手続きをしてください。

利用を取り消した場合の利用料金の返金は、次のとおりです。

なお、取消申請日が納期限日以前であれば、全額返金します。

取消申請のあった日	返金率
利用日の3月前の前日まで	100%
利用日の3月前から1月前まで	50%
利用日の1月前の翌日から2週間前まで	30%
利用日の2週間前の翌日から当日まで	0%

- ※ 許可書単位で振り込みにより返金します。
- ※ 利用変更により利用料金が減額となった場合であっても、支払い済みの利用料金については返金できません。
- ※ 愛知県知事が、公共の福祉または非常時の措置による許可を取り消し、および利用の中止を命じた場合、利用料金の全額を返金します。

5 利用日までの準備

1 利用打合せ

アートスペース A・EF を利用する場合には、利用許可申請者または利用責任者の方は、利用開始日の 1 か月前までに来館のうえ、「施設利用受付窓口」にて打合せを行ってください。打合せの日時等につきましては、「施設利用受付窓口」からご連絡します。

なお、「施設利用受付窓口」との連絡は、全て利用許可申請者または利用責任者を通じて行ってください。

- ※ アートスペース A・EF 以外のアートスペースを利用される場合でも、催物の内容によって、利用打合せをお願いする場合があります。

2 看板の設置

看板等を設置する場合は、設置場所について、「施設利用受付窓口」にご相談ください。

3 資料等の持込み

アートスペースを利用するにあたり、大量の会議資料、諸器材を持ち込む場合には、あらかじめ「施設利用受付窓口」にご相談ください。

なお、資材等の持込みに自動車を使用される場合には、搬入・搬出時間を調整しますので、あらかじめお申出ください。

4 物品の販売、配布、展示等

物品の販売、配布、展示を希望する場合は、催物に関連した物品に限りますので、あらかじめ「施設利用受付窓口」にご相談ください。

なお、物品の販売を希望する場合は、ご相談のうえ、「物品販売願」をご提出ください。

5 映写機の利用（アートスペースAのみ）

35 ミリ、16 ミリ映写機を利用される場合は、専門の技師（映写技師）を利用者において手配ください。

6 LAN回線の利用

アートスペース A・EF では、LAN 回線が使用できます。

使用方法・機器によって、機器設定が必要な場合がありますので LAN 回線の使用を希望される場合には、あらかじめ「施設利用受付窓口」にご相談ください。

※ お持ちの機器によってはサービスが利用できない場合があります。

※ アートスペース A については、利用者自身で専門業者と別途契約することで光回線を敷設することも可能です。光回線の使用を希望される場合には、あらかじめ「施設利用受付窓口」にご相談ください。

7 駐車サービス（アートスペースAのみ）

アートスペースAをご利用の方に限り、1 利用区分（午前・午後・夜間）毎に、駐車券 1 枚分の「アートパーク東海駐車場」（愛知芸術文化センター地下）の駐車サービスを受けることができます。詳しくは、「施設利用受付窓口」へお尋ねください。

8 搬入品の制限

次のような物は、アートスペース内に持ち込むことはできません。

- (1) 他の利用者および来館者の迷惑になるような音・光を発生し、もしくは煙霧を発生させる仕掛けのあるもの
- (2) 悪臭を発生し、または腐敗の恐れのある素材を使用したもの
- (3) 刃物等を素材にするなど人に危害を及ぼす恐れのあるもの
- (4) 砂利、砂、土、石材等を直接床面に置くこと、床面を汚損、毀損する恐れのある素材を使用したもの
- (5) 天井から直接吊り下げるもの
- (6) 動物（身体障害者補助犬は除く）、植物、危険物、許容範囲を超える重量物等
- (7) 発火または引火しやすいもの、その他消防法上の危険物
- (8) 法規に触れる恐れのあるもの
- (9) その他管理運営上、支障を来すと認められるもの

9 広報等

新聞広告への掲載や、ポスター、チラシ等を作成される場合には、あらかじめ「施設利用受付窓口」にご相談ください。

なお、ポスターやチラシ等を作成された場合には、記録として保存しますので、「施設利用受付窓口」へご提供ください。

10 障害のある方が主催スタッフに含まれる場合

障害のある方が主催スタッフに含まれる場合で、利用施設までの動線等に関し配慮が必要である場合は「施設利用受付窓口」までご相談ください。

11 障害のある方への合理的配慮

障害者差別解消法に規定されるとおり、障害のある方から配慮を求められた場合は、その障害の程度やアートスペース・催物の状況に応じて合理的な配慮を行っていただく必要があります。配慮を求められた際は、主催者・当該来場者間で十分に話し合い、双方が納得できる手段・方法を検討してください。

6 利用当日

1 入室

利用責任者は、利用許可書をご持参のうえ、12階のアートスペースインフォメーションの警備員に提示して、ご入室ください。アートスペースの開錠は警備員が行います。なお、利用期間中は、利用許可書を常に携帯してください。

2 湯沸室の利用

- (1) 湯沸室にある自動湯沸器の設備が使用できます。
- (2) 湯沸室は、他の室の方も利用されます。他室の利用者に迷惑のかからないように使用ください。
- (3) 湯沸室利用後は、清掃と後片付けをし、必ず元の状態に戻してください。

3 事故、急病人の発生

事故、急病人等が発生した場合は、12階のアートスペースインフォメーションの警備員にお知らせください。

4 後片付け・退室

催物が終了したときには、設備、備品等は、元の状態に戻してください。後片付けが終了次第、警備員に連絡し点検を受けてから退出してください。

7 注意事項

1 利用許可の取消し

ご利用内容が次のいずれかに該当するときは、利用許可の取消し、または利用を中止とする場合があります。その結果、何らかの損害が生じる場合があっても当センターではその責任を負いません。

- (1) 申請書類等に虚偽の記載があった場合
- (2) 催物の内容、目的等が申請と異なり、上記1「利用できる催物」に該当しないことが判明した場合、または上記2「利用できない催物」に該当することが判明した場合
- (3) アートスペースの利用権を第三者に譲渡、転貸した場合
- (4) 支払期限内に利用料金の入金が確認できない場合
- (5) 利用許可条件を遵守しなかった場合
- (6) 本書「利用のご案内<アートスペース>（講演会・会議等の利用）」の記載事項を遵守しなかった場合
- (7) 当アートスペースの秩序を乱すおそれがあると認められた場合
- (8) 施設および附属設備・備品などを損傷・滅失した場合、またはそのおそれがあると認められる場合
- (9) その他、施設の運営上支障があると認められる場合

2 定員

定員を必ず守ってください。客席に定員を超える観客を入場させることは、消防法により禁止されています。定員は、【P14】(10)利用料金および仕様・施設設備等)をご覧ください。

3 アートスペース内の机、椅子等の扱い（アートスペースA以外）

アートスペース（アートスペースAを除く）利用時に、受付を設置する場合は、必ず利用許可を行ったアートスペース内に設置してください。

室内の机、椅子、その他の備品は、他の部屋へ移動させることはできません。

4 飲食・喫煙

(1) 飲食

アートスペース内およびロビーに食事の持込みはできません。ただし、午前～午後、午後～夜間または全日の連続利用か夜間利用の場合に限り、センター内のレストランおよび喫茶（以下、業者）から出前を取ることができます。

なお、ペットボトル等は、水またはお茶に限り持込み可としますが、ゴミ等については、持ち帰るようお願いします。

※ 業者への飲食の予約は、利用者自身で直接行ってください。

※ 出前を取った場合、利用終了後は、必ず業者に連絡し、後片付けをするようお願いします。

(2) 喫煙

愛知芸術文化センターは、館内および館外敷地内全て禁煙です。

5 身体障害者補助犬

当施設は、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬等）を同伴してご利用いただけます。

利用申請者におかれましても、その旨ご理解いただき、適切にご対応ください。

6 示威行為等の禁止

当センター施設において、示威またはけん闘にわたる行為、面会の強要、乱暴な言動または他人に嫌悪の情をもよおさせる等の行為は禁止しております。これらに違反し、スタッフの注意・制止等の指示に従わない場合には、センター施設への入場拒否、利用許可取消し、または退去もしくは物件の撤去等の措置を取ることがあります。

また、センター内の秩序の維持や管理上必要がある場合は、利用中であってもスタッフがアートスペース等に立ち入ることがあります。

7 危険物等の持込みの禁止

センター内に、発火または引火しやすいもの、爆発物、その他の危険物や騒音、臭気を発するもの、動物（身体障害者補助犬は除く）・植物、その他室内を汚損、毀損する恐れのあるものを持ち込むことはできません。

8 楽器類の使用等の禁止

他室の利用者の迷惑になりますので、楽器類を使用したり、大きな声で歌ったり、踊ったり、競技の実施等をすることはできません。

ただし、アートスペースAでは、他室の利用に影響の出ない程度の音量であれば、楽器類を使用することは可能な場合があります。楽器類の使用等を希望される場合は、あらかじめ「施設利用受付窓口」にご相談ください。

9 施設設備への直接工作の禁止

施設の天井、側壁、柱、床、ガラス、扉等には、画鋏、糊、ソフト粘着剤、両面テープなどのテープ類、接着テープ、針、針金、油、塗料等で直接工作することはできません。

10 設備等の汚損等の原状回復

利用者が故意または過失によって、施設内の設備、器物等を汚損し、または紛失したときは、速やかに警備員に申し出るとともに、利用者の費用負担で修理・補修し、現状に復していただきます。

11 管理責任の範囲

利用に起因する人的・物的損害（不慮の事故・盗難・紛失・汚損破損等）が生じた場合、当施設はその責任を負いかねます。

8 非常時の措置

非常事態発生の際は、以下の点についてご留意ください。

(1) 利用者は、事前に施設内の退避順路等の確認を行うとともに、火災や大規模な地震等の非常事態が発生したときは、施設の利用を直ちに中止し、スタッフの指示に従い、来場者の避難誘導等を行って、来場者の安全を確保するための措置を講じてください。

(2) 災害・テロ等の非常事態等が発生しまたは発生のおそれがあること（愛知県から愛知芸術文化センターの閉館要請等が出された場合も含む）を理由に、施設管理者がアールスペースを閉館することを判断した場合、直ちに催物等を中止し、スタッフの指示に従ってください。

なお、この場合の施設利用料金については、原則として返金しますが、その他の補償は一切行いません。

※ 当センターは、名古屋市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、非常事態と判断します。スタッフの指示により、直ちに催物等を中止するとともに、速やかに避難行動をとってください。

- (3) 当センターのペDESTリアンデッキは、「都市再生安全確保計画」に定める一時避難場所（名古屋市内で震度 6 弱以上の地震発生時に、施設の安全性が確認されるまでの間、滞在者・来訪者が一時的に退避するための場所）に指定されています。建物の安全等を確認のうえ、災害発生から 1 時間以内に退避施設の開設を行うかどうかの判断を行い、館内放送等でお知らせします。
- (4) 大リハーサル室および中リハーサル室は、「都市再生安全確保計画」に定める退避施設（災害発生から 24 時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れるための施設）に指定されております。建物の安全等を確認のうえ、災害発生から 6 時間以内に退避施設の開設を行うかどうかの判断を行い、館内放送等でお知らせします。
- (5) 特別警報（大雨、暴風）の発令もしくは発令される可能性が高いと認められ、かつ、災害や当該警報に基づき公共交通機関が計画運休を実施し当センターへの来館が困難であることが認められると判断された場合、当センターは閉館となります。
なお、この場合の施設利用料金については、原則として返金しますが、その他の補償は一切行いません。
- ※ 仕込みまたは片付けを予定もしくは作業中である場合で、作業の実施もしくは継続を希望する場合は、スタッフにご相談ください。

⑨ 利用許可条件

利用許可条件（催事室）

催事室については、以下の条件を付けさせていただいております。

なお、催事の内容により、追加の条件を付けさせていただく場合があります。

利用許可条件（催事室）

- 1 許可された内容（主催者、催物の名称、内容および入場料等の額等）は、変更しないこと。万一、変更しようとする場合は、所定の手続きをし、施設管理者の許可を得ること。
- 2 許可された施設を利用する権利は、他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- 3 定員を守ること。
- 4 利用時間内における主催者、責任者の所在を明確にすること。
- 5 催物の準備および使用終了後の原状復帰は、許可された時間内において行うこと。原状復帰後は直ちにスタッフにその旨を告げ、点検を受けること。
- 6 利用料金は、許可書に記載された納期限までに納入すること。
- 7 故意または過失により、施設、設備、器具等を破損し、または滅失した場合は、その損害を賠償すること。
- 8 以下に該当する場合は、愛知芸術文化センターは閉館となる。この場合、直ちに催事等中止するとともに、スタッフの指示により避難行動をとること。また、（株）愛知芸術文化センターは、それにより主催者等に生じた損害については賠償の責任を負わない。
 - ①名古屋市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
 - ②特別警報（大雨、暴風）の発令もしくは発令される可能性が高いと認められ、かつ、計画運休によって公共交通機関による当センターへの来館が困難であることが認められると判断され同センターの閉館が決定された場合
 - ③非常事態（テロ、火災等）が発生しまたは発生のおそれがあり、愛知県からの要請等に基づき愛知芸術文化センターの閉館が決定された場合
 - ④その他、非常事態等を理由に施設管理者が閉館することを判断した場合
- 9 その他、施設管理者の指示および「アートスペース（催事室）利用のご案内」に従うとともに、当施設の秩序を乱すような行為を行わないこと。
- 10 この利用許可条件に違反したときは、許可を取り消し、または利用の中止を命ずることがある。

10 利用料金および仕様・施設設備等

催事室の利用料金

室名	利用時間による区分（円）				
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	全日 9時～21時	時間外 21時以降 30分当たり
アートスペースA	52,700	70,300	70,300	174,200	23,300
	1時間当たり 21,100	1時間当たり 21,100	1時間当たり 28,100		
アートスペースB	4,800	6,600	6,600	16,300	2,100
	1時間当たり 1,900	1時間当たり 2,000	1時間当たり 2,600		
アートスペースC	2,600	3,400	3,400	9,000	1,100
	1時間当たり 1,000	1時間当たり 1,000	1時間当たり 1,400		
アートスペースD	2,600	3,400	3,400	9,000	1,100
	1時間当たり 1,000	1時間当たり 1,000	1時間当たり 1,400		
アートスペースE・F	7,200	9,600	9,600	24,600	3,000
	1時間当たり 2,900	1時間当たり 2,900	1時間当たり 3,800		
アートスペースG	9,200	12,400	12,400	31,000	3,900
	1時間当たり 3,700	1時間当たり 3,700	1時間当たり 5,000		

※ 1時間当たりの利用の受付は、希望する利用開始日の属する月の2か月前の月の初日から希望する利用開始日の1週間前までとなります。

附属設備利用料金

	附属設備備品	利用料金(円)
アートスペースA 専用	35ミリおよび16ミリ兼用型映写機*1,2	10,500
	16ミリ映写機*1	5,900
各室共通	スライドプロジェクター	1,400
	モニターテレビ	1,100
	ビデオプロジェクター	1,100
	電子黒板	1,100
	音響装置(E・F用) [ワイヤレスハンドマイク2、有線マイク1]	1,100
	音響装置(G用) [ワイヤレスハンドマイク2、有線マイク1、CDプレーヤー]	1,100
	音響装置(ビデオプロジェクター用) [ワイヤレスハンドマイク2、有線マイク1、BD/DVDプレーヤー]	1,100

*1 映写技師が必要です。

*2 立ち上げ、終了共に1時間ずつ必要です。

(注) 1 利用料金は、午前、午後、夜間の利用区分ごとの料金です。

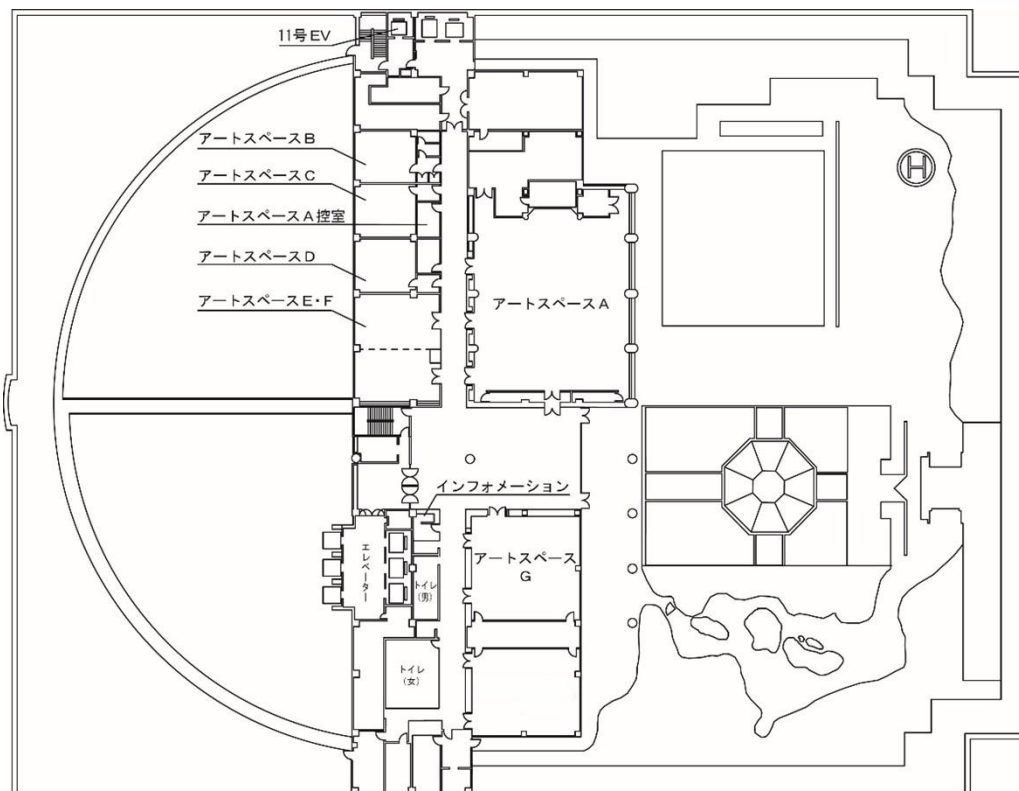
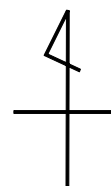
2 持ち込んだ電気機器の電気利用量が1時間1kwを超える場合の電気利用料金は、1時間1kwにつき、60円です。

仕様・施設設備

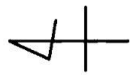
室名	定員	面積 (㎡)	天井高 (m)	照明	施設設備
アートスペースA	机あり 180 机なし 280	360	5.7m ~ 7.5m	LED	調整室、専用控室、同時通訳ブース(5ブース)、会議机、椅子、演台、暗幕、LAN回線、スクリーン、マイク(有線8、ワイヤレスハンドマイク3、ワイヤレスピンマイク1)等
アートスペースB	14	40	3.0m	LED	化粧室、クローゼット、会議机、椅子(革張り)、ホワイトボード、カーテン(遮光)等
アートスペースC	18	40	3.0m	LED	会議机、椅子、ホワイトボード、カーテン(遮光)等
アートスペースD	18	40	3.0m	LED	会議机、椅子、ホワイトボード、カーテン(遮光)等
アートスペース E・F	60	120	3.0m	LED	会議机、椅子、ホワイトボード、演台、LAN回線、スクリーン、カーテン(遮光)等
アートスペースG	72	150	2.8m	LED	会議机、椅子、ホワイトボード、スクリーン、カーテン・ロールブラインド(遮光 暗幕)等

愛知芸術文化センターアートスペース平面図

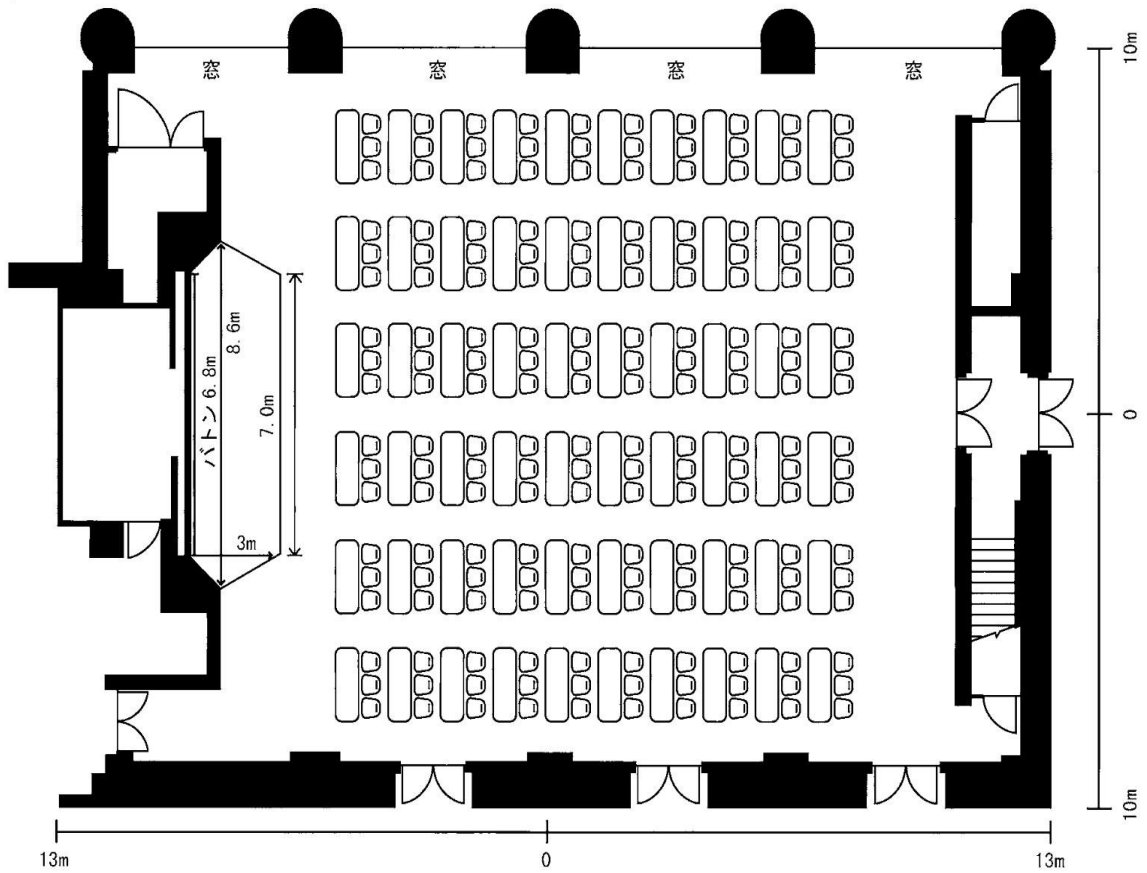
12階 (A-G室)



アートスペース各室



A室(360㎡定員180名(椅子のみ280名))

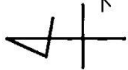
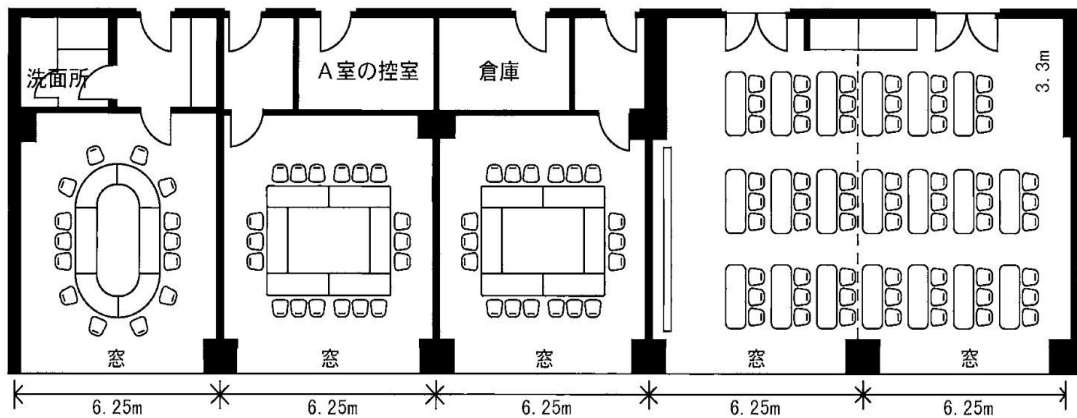


B室
(40㎡定員14名)

C室
(40㎡定員18名)

D室
(40㎡定員18名)

E・F室
(120㎡定員60名)



愛知芸術文化センター

交通案内



公共交通機関（オアシス21 から地下連絡通路または2階連絡橋経由）

- 地下鉄東山線、名城線「栄」駅下車、徒歩5分
- 名鉄瀬戸線「栄町」駅下車、徒歩5分

自動車

- 名古屋高速「東新町」出口から3分

利用のご案内<アートスペース> (講演会・会議等の利用)

令和8(2026)年4月9日改定

指定管理者
株式会社 愛知芸術文化センター